

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

令和4年3月22日(火) 16:00～17:00(60分間)

(開催場所)

札幌第1合同庁舎15階共用4号会議室

(出席者)

当局側(北海道開発局)

橋本 幸(北海道開発局長)、柘植 紳二郎(開発監理部長)、
池下 一文(開発監理部次長)、八木 俊樹(総務課長)、
村津 敏紀(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合)

高倉 司(執行委員長)、上山 新吾(副執行委員長)、
齋藤 航太郎(書記長)、久保 賢次(書記次長)

(議 題)

【2022年統一要求関係】

超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別紙のとおり)。

(要 旨)

(職員団体) 超過勤務の現状について、当局の認識を確認したい。

(当 局) 昨年度と比較し、減少していると認識している。減少した要因としては、大きな災害の発生が少なかったことが大きな要因と考えているが、超過勤務の上限時間制度が3年目を迎え制度の定着が進んだことや、Web会議の活用が進んだことによる移動時間の短縮効果も大きいと考えている。

(職員団体) 管理者の中には、超過勤務を減らすよう一方的な指示をするのみで、アドバイスをしない管理者がいてと考えている。職員と共に縮減策を考え、少しずつでも状況を改善していく姿勢を管理者全員が持つべきだと考える。

(当 局) 超過勤務については、管理者の責任において、予算や職員の健康状態等を勘案し、業務上の必要性を判断して命じるべきと考えており、職員からの事前申告・事後確認を徹底するなど、職員とのコミュニケーションを図りながら、適切な勤務時間管理に努めるよう管理者を指導している。職場のマネジメントは管理者の重要な責務であることから、研修等の場においてマネジメント力の向上に向け取り組んでいるところであり、引き続き、しっかり指導していく。

(職員団体) テレワーク実施要領では、原則、超過勤務は命じないこととされているが、組合アンケートにおいては、テレワーク時の超過勤務の実態が報告されている。また、原則命じないとされていることから、事前申告しづらいという声もあり、サービス残業の原因となることが危惧される。テレワーク時においても、勤務時間管理の徹底をお願いしたい。

(当局) テレワーク時に超過勤務を命じるのは、業務の都合上、やむを得ない場合となっており、発注関係の資料作成や調査報告等のため、超過勤務を命じた実績があることは把握している。今後も引き続き、適切な勤務時間管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

(職員団体) 組合アンケートでは、毎年、一定数の組合員が「サービス残業を行ったことがある」と回答している。当局としてのサービス残業に対する認識をお聞かせ願いたい。

(当局) サービス残業はあってはならないという認識であり、職場の管理者に対しては、業務の適切な進行管理を行うほか、超過勤務の必要が生じた場合には、その内容等について事前の把握や事後の確認を徹底するなど、適正な勤務時間管理に努めるよう指導している。

※文責は北海道開発局当局(相手方未確認。今後修正があり得る)

交渉議題に係る回答メモ (2022年統一要求)

令和4年3月22日

超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。